

同時発表：経済産業省

令和7年6月26日
港湾局海洋・環境課

再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に向け、 新たに5区域を準備区域として整理しました

経済産業省及び国土交通省は、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に向け、「東京都大島町沖」、「東京都新島村沖」、「東京都神津島村沖」、「東京都三宅村沖」及び「東京都八丈町沖」の5区域について、新たに「準備区域」として整理しました。

○「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（以下「再エネ海域利用法」という。）に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定について、経済産業大臣及び国土交通大臣は、対象となる区域が再エネ海域利用法第8条で定められた基準に適合する場合には、促進区域として指定することができることとしています。

○また、「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」に基づき、経済産業省及び国土交通省は「有望区域※¹」及び「準備区域※²」を整理することとしており、2024年11月11日（月）から12月6日（金）にかけて都道府県から提出のあった情報等を基に、有識者による第三者委員会の意見を踏まえ、今般、新たに、「東京都大島町沖」、「東京都新島村沖」、「東京都神津島村沖」、「東京都三宅村沖」及び「東京都八丈町沖」の5区域を「準備区域」として整理しました。

※1 有望区域

既知情報を収集した上で、国が促進区域の指定に関する可否を判断するために、協議会を通じて具体的な協議を行うべき区域

＜有望区域の要件＞

- ①促進区域の候補地があること
- ②利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- ③区域指定の基準に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

※2 準備区域

有望区域の要件は満たさないものの、都道府県として、今後協議会を設置して具体的な協議を行うことを念頭に、利害関係者等との調整に着手している区域

○現状の区域の指定及び整理状況は以下のとおりです。

（1）促進区域

- ・ 長崎県五島市沖（浮体）
- ・ 秋田県能代市・三種町・男鹿市沖
- ・ 秋田県由利本荘市沖
- ・ 千葉県銚子沖
- ・ 秋田県八峰町能代市沖
- ・ 秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖

- ・新潟県村上市・胎内市沖
- ・長崎県西海市江島沖
- ・青森県沖日本海(南側)
- ・山形県遊佐町沖

(2)有望区域

- ・北海道石狩市沖
- ・北海道岩宇・南後志地区沖
- ・北海道島牧沖
- ・北海道檜山沖
- ・北海道松前沖
- ・青森県沖日本海(北側)
- ・山形県酒田市沖
- ・千葉県九十九里沖
- ・千葉県いすみ市沖

(3)準備区域

- ・北海道岩宇・南後志地区沖(浮体)
- ・北海道島牧沖(浮体)
- ・青森県陸奥湾
- ・岩手県久慈市沖(浮体)
- ・秋田県秋田市沖
- ・東京都大島町沖(浮体)【新規】
- ・東京都新島村沖(浮体)【新規】
- ・東京都神津島村沖(浮体)【新規】
- ・東京都三宅村沖(浮体)【新規】
- ・東京都八丈町沖(浮体)【新規】
- ・富山県東部沖(浮体)
- ・福井県あわら市沖
- ・和歌山県沖(東側)
- ・和歌山県沖(西側・浮体)
- ・福岡県響灘沖
- ・佐賀県唐津市沖

注:本プレスリリースにおける各区域の名称は、都道府県から情報提供を受けた際に、都道府県から提示されたものを基に記載しています。

【お問合せ先】 港湾局 海洋・環境課 川俣、安堵城(あんどじょう)

代表:03-5253-8111(内線 46652、46669)、03-5253-8684(直通)